

(22) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

P.80「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」〔様式第十一号〕に記載した者全員について作成する。
ただし、役員等を兼ねている者については、許可申請者の調書をもって、これに替えることができる。

P.81「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号)」の記入例を参照のこと。

様式第十三号 (第四条関係)

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	宮城県栗原市築館藤本5-1		
氏 名	馬 場 仁	生 年 月 日	S 3 7 年 9 月 1 7 日生
営 業 所 名	古 川 支 店	← 所属する営業所の名称を記入する。	
職 名	古 川 支 店 長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		な し	
上記の通り相違ありません。			
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日			
			氏 名 馬 場 仁

記載要領 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

◎記載前に必ず確認！！

取締役、顧問、相談役、株主、支配人、支店長、個人事業主等が、法第8条の欠格要件に該当していないか、必ず確認すること。

許可後に欠格要件に該当していることが判明した場合は、不正の手段により許可を受けた場合に該当し、建設業許可が取り消され、その後5年間許可を受けることができなくなる可能性があります。

【法第8条の欠格要件の主な例】 ※必ず法律で詳細を確認すること

○禁錮以上の刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)

※執行猶予が付された場合も該当

○刑法等の罪を犯したことにより罰金刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)

○暴力団員(又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)

建設業法施行令第3条の使用人の確認資料

健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し